



愛媛県報

発行 愛媛県

平成29年12月26日火曜日 第2938号外2

◇ 目 次 ◇ 規 則

愛媛県土地改良法施行細則の一部を改正する規則.....（農地整備課）..... 1
 愛媛県県営土地改良事業分担金徴収条例施行規則の一部を改正する規則.....（ " ）..... 4
 愛媛県管理港湾の臨港地区内の分区における構築物の規制に関する条例施行規則の一部を改正する規則.....（港湾海岸課）..... 5
 愛媛県不動産特定共同事業者名簿等閲覧規則の一部を改正する規則.....（建築住宅課）..... 6

告 示

小規模不動産特定共同事業者名簿等閲覧の設置.....（建築住宅課）..... 6

訓 令

愛媛県庁事務決裁規程の一部を改正する訓令（2件）.....（観光物産課、建築住宅課）..... 7

人事委員会規則

初任給調整手当の支給等に関する規則の一部を改正する規則.....（人事委員会事務局）.....11
 期末手当及び勤勉手当の支給等に関する規則の一部を改正する規則.....（ " ）.....13
 教育職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則.....（ " ）.....14
 平成29年改正条例の施行に伴う給与の支給等の特例に関する規則.....（ " ）.....14
 職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則.....（ " ）.....15

規 則

○愛媛県規則第39号

愛媛県土地改良法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成29年12月26日

愛媛県知事 中 村 時 広

愛媛県土地改良法施行細則の一部を改正する規則

愛媛県土地改良法施行細則（昭和40年愛媛県規則第45号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

| 改 正 後 | 改 正 前 |
|---|---|
| <p>（工事の届出）</p> <p>第4条 法第113条の3第1項の規定により工事に着手し、又はその工事を完了した場合には、工事着手（完了）届出書（様式第2号）により遅滞なく知事に届け出なければならない。</p> <p>（土地改良事業の認可申請等）</p> <p>第7条 法第48条第1項、第85条第1項、<u>第85条の2第1項</u>、第85条の3第1項及び第6項、<u>第85条の4第1項</u>並びに第95条第1項の規定により土地改良事業の認可を受け、又は申請をしようとするときは、それぞれ次に掲げる申請書を知事に提出しなければならない。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) <u>法第85条第1項、第85条の2第1項、第85条の3第1項及び第6項並びに第85条の4第1項</u>の事業にあつては、県営土地改良事業施行申請書（様式第6号）</p> <p>(3) 省略</p> <p>様式第6号（第7条関係） 県営土地改良事業施行申請書</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content;">省略</div> <p>注1 省略</p> | <p>（工事の届出）</p> <p>第4条 法第113条の2第1項の規定により工事に着手し、又はその工事を完了した場合には、工事着手（完了）届出書（様式第2号）により遅滞なく知事に届け出なければならない。</p> <p>（土地改良事業の認可申請等）</p> <p>第7条 法第48条第1項、第85条第1項_____、第85条の3第1項及び第6項_____並びに第95条第1項の規定により土地改良事業の認可を受け、又は申請をしようとするときは、それぞれ次に掲げる申請書を知事に提出しなければならない。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 法第85条第1項<u>並びに</u>_____第85条の3第1項及び第6項_____の事業にあつては、県営土地改良事業施行申請書（様式第6号）</p> <p>(3) 省略</p> <p>様式第6号（第7条関係） 県営土地改良事業施行申請書</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content;">省略</div> <p>注1 省略</p> |

2 土地改良法（昭和24年法律第195号）第85条第1項の申請の場合にあつては、次の書類を添付すること。

(1) 公告した事項を記載した書面

ア 省略

イ 土地改良事業計画の概要及び土地改良法施行規則（昭和24年農林省令第75号）第6条の2第1項に規定する場合にあつては、全体構成を記載した書面

ウ _____土地改良法施行規則第54条の3第1項の土地改良施設が生じる場合にあつては、予定管理方法等を記載した書面

エ その他必要な事項を記載した書面

(2) 同意等があつたことを証する書面

ア 土地改良法第85条第2項及び第3項の同意並びに同条第5項において準用する同法第5条第7項の同意があつたことを証する書面

イ～オ 省略

(3) 省略

3 土地改良法第85条の2第1項の申請の場合（4の場合を除く。）にあつては、次の書類を添付すること。

(1) 公告した事項を記載した書面

ア 公告書の写し

イ 土地改良事業計画の概要及び土地改良法施行規則第6条の2第1項に規定する場合にあつては、全体構成を記載した書面

ウ 土地改良法施行規則第54条の3第1項の土地改良施設が生じる場合にあつては、予定管理方法等を記載した書面

エ その他必要な事項を記載した書面

(2) 同意等があつたことを証する書面

ア 土地改良法第85条の2第2項及び第3項の同意並びに同条第5項において準用する同法第5条第7項の同意があつたことを証する書面

イ 土地改良法第85条の2第4項において準用する同法第5条第5項の意見を記載した書面

ウ 土地改良法第85条の2第5項において準用する同法第5条第6項の承認があつたことを証する書面

エ 土地改良法第85条の2第5項において準用する同法第85条第7項の規定による意見書の提出があつた場合にあつては、当該意見書の写し

(3) 土地改良法第85条の2第5項において準用する同法第85条第6項の規定により公告したことを証する書面

4 土地改良法第85条の2第6項の規定により市町の議会の議決を経て同条第1項の規定による申請をする場合にあつては、次の書類を添付すること。

(1) 土地改良法第85条の2第7項の規定により示された事項を記載した書面

ア 土地改良事業計画の概要を記載した書面

イ 土地改良法施行規則第54条の3第1項の土地改良施設が生じる場合にあつては、予定管理方法等を記載した書面

ウ その他必要な事項を記載した書面

(2) 意見を記載した書面等

ア 土地改良法第85条の2第7項の意見を記載した書面

2 土地改良法（昭和24年法律第195号）第85条第1項の申請の場合にあつては、次の書類を添付すること。

(1) 公告した事項を記載した書面

ア 省略

イ 土地改良事業計画の概要及び土地改良法施行規則（昭和24年農林省令第75号）第6条の2第1項に規定する場合にあつては、全体構成 _____

ウ 予定管理方法等（土地改良法施行規則第54条の3第1項の土地改良施設が生じる場合） _____

エ その他必要な事項 _____

(2) 同意等があつたことを証する書面

ア 土地改良法第85条第2項及び第3項並びに同法第85条第5項において準用する同法第5条第7項の同意があつたことを証する書面

イ～オ 省略

(3) 省略

イ 土地改良法第85条の2第9項において準用する同法第85条第7項の規定による意見書の提出があつた場合にあつては、当該意見書の写し

(3) 市町の議会の議決があつたことを証する書面

(4) 土地改良法第85条の2第9項において準用する同法第85条第6項の規定により公告したことを証する書面

5 土地改良法第85条の3第1項の施設更新事業の申請の場合（6の場合を除く。）にあつては、次の書類を添付すること。

(1) 公告した事項を記載した書面

ア 省略

イ 土地改良事業計画の概要を記載した書面

ウ _____土地改良法施行規則第54条の3第1項の土地改良施設が生じる場合にあつては、予定管理方法を記載した書面

エ _____定款を変更する必要がある場合にあつては、変更後の定款

オ その他必要な事項を記載した書面

(2) 同意等があつたことを証する書面

ア 土地改良法第85条の3第2項又は第3項の同意及び同条第4項 _____において準用する同法第5条第7項の同意があつたことを証する書面

イ～エ 省略

(3)・(4) 省略

6 土地改良法第85条の3第2項の政令で定める要件に適合する施設更新事業に係る申請の場合にあつては、次の書類を添付すること。

(1) 公告した事項を記載した書面

ア 省略

イ 土地改良事業計画の概要を記載した書面

(2)～(4) 省略

(5) _____土地改良法施行規則第54条の3第1項の土地改良施設が生じる場合にあつては、予定管理方法を記載した書面

(6) _____定款を変更する必要がある場合にあつては、変更後の定款

(7) その他必要な事項を記載した書面

(8) 省略

7 土地改良法第85条の3第6項の規定により関連施行事業を併せて申請する場合にあつては、次の書類を添付すること。

(1) 公告した事項を記載した書面

ア 省略

イ 関連施行事業の計画の概要並びに土地改良法第85条の3第1項の施設更新事業及び同条第6項の関連施行事業に係る工事が併せ行われる場合であつて、当該併せ行われる工事がダムその他のえん堤の建設工事であるときは、全体構成を記載した書面

ウ _____土地改良法施行規則第54条の3第1項の土地改良施設が生じる場合にあつては、予定管理方法を記載した書面

エ _____定款を変更する必要がある場合にあつては、変更後の定款

3 土地改良法第85条の3第1項の施設更新事業の申請の場合（4の場合を除く。）にあつては、次の書類を添付すること。

(1) 公告した事項を記載した書面

ア 省略

イ 土地改良事業計画の概要 _____

ウ 予定管理方法等（土地改良法施行規則第54条の3第1項の土地改良施設が生じる場合） _____

エ 変更後の定款（定款を変更する必要がある場合） _____

オ その他必要な事項 _____

(2) 同意等があつたことを証する書面

ア 土地改良法第85条の3第2項又は第3項及び同法第85条の3第4項において準用する同法第5条第7項の同意があつたことを証する書面

イ～エ 省略

(3)・(4) 省略

4 土地改良法第85条の3第2項の政令で定める要件に適合する施設更新事業に係る申請の場合にあつては、次の書類を添付すること。

(1) 公告した事項を記載した書面

ア 省略

イ 土地改良事業計画の概要 _____

(2)～(4) 省略

(5) 予定管理方法等（土地改良法施行規則第54条の3第1項の土地改良施設が生じる場合） _____

(6) 変更後の定款（定款を変更する必要がある場合） _____

(7) その他必要な事項 _____

(8) 省略

5 土地改良法第85条の3第6項の規定により関連施行事業を併せて申請する場合にあつては、次の書類を添付すること。

(1) 公告した事項を記載した書面

ア 省略

イ 関連施行事業の計画の概要並びに土地改良法第85条の3第1項の施設更新事業及び同条第6項の関連施行事業に係る工事が併せ行われる場合であつて、当該併せ行われる工事がダムその他のえん堤の建設工事であるときは、全体構成 _____

ウ 予定管理方法等（土地改良法施行規則第54条の3第1項の土地改良施設が生じる場合） _____

エ 変更後の定款（定款を変更する必要がある場合） _____

オ その他必要な事項を記載した書面

(2)～(4) 省略

8 土地改良法第85条の4第1項の申請の場合にあつては、
次の書類を添付すること。

(1) 農用地造成事業計画の概要を記載した書面

(2) 協議等があつたことを証する書面

ア 土地改良法第85条の4第2項の協議の経過を示す書
面

イ 土地改良法第85条の4第3項において準用する同法
第85条第7項の規定による意見書の提出があつた場合
にあつては、当該意見書の写し

(3) 土地改良法施行規則第54条の3第1項の土地改良施設
が生じる場合にあつては、予定管理方法等を記載した書
面

(4) その他必要な事項を記載した書面

(5) 土地改良法第85条の4第3項において準用する同法第
85条第6項の規定により公告したことを証する書面

9 省略

様式第11号(第11条関係)

応急工事計画認可申請書

省略

愛媛県知事 様

申請者 主たる事務所の所在地
名称及び代表者の氏名

災害又は突発事故被害のため急速に土地改良法(昭和24年法律
第195号)第2条第2項第5号の土地改良事業を新たに施行した
いので認可されたく次の書類を添えて申請します。

- 1 土地改良事業を急速に行うことを必要とする事由を記載し
た書面
- 2 省略
- 3 事業費の細目及び資金計画を記載した書面

オ その他必要な事項 _____

(2)～(4) 省略

6 省略

様式第11号 _____

応急工事計画認可申請書

省略

愛媛県知事様

事務所所在地
申請人 氏 名

_____年 月 日何により災害を受けた何災害復旧事業
を別冊のとおり急速に _____ 施行した
いので認可されたく次の書類を添えて申請します。

- 1 土地改良事業を急速に行なうことを必要とする事由を記載し
た書面
- 2 省略
- 3 事業費の細目および資金計画を記載した書面

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則施行の際現に提出されている改正前の愛媛県土地改良法施行細則様式第11号の規定による申請書は、改正後の愛媛県土地改良法施行細則様式第11号の規定による申請書とみなす。

○愛媛県規則第40号

愛媛県営土地改良事業分担金徴収条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成29年12月26日

愛媛県知事 中 村 時 広

愛媛県営土地改良事業分担金徴収条例施行規則の一部を改正する規則

愛媛県営土地改良事業分担金徴収条例施行規則(昭和45年愛媛県規則第28号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

| 改 正 後 | 改 正 前 |
|---|---|
| <p>愛媛県営土地改良事業分担金等徴収条例施行規則 (趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、愛媛県営土地改良事業分担金等徴収条例(昭和26年愛媛県条例第3号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。 (指定県営土地改良事業)</p> <p>第2条 条例第4条第1項に規定する知事が指定する県営土地改良</p> | <p>愛媛県営土地改良事業分担金徴収条例施行規則 (趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、県営土地改良事業分担金徴収条例(昭和26年愛媛県条例第3号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。 (指定県営土地改良事業)</p> <p>第2条 条例第4条第1項に規定する知事が指定する県営土地改良</p> |

事業は、次 _____ に掲げるものとする。

- (1) ほ場整備事業
- (2) 農用地造成事業
- (3) 干拓地区内農地整備事業
- (4) 農業用排水施設整備事業
- (5) たん水防除事業

2 条例第4条第2項に規定する知事が指定する県営土地改良事業

は、前項第1号及び第2号に掲げるものとする。

(特別徴収金の徴収に係る土地の指定面積)

第3条 条例第4条第4項に規定する知事の指定する面積は、次 _____ に掲げるものとする。

- (1) 前条第1項第1号から第3号までに掲げる事業で同一事業主体が一連の事業計画の下に行うもの _____ にあつては、10アール未満
- (2) 前条第1項第4号及び第5号に掲げる事業で同一事業主体が一連の事業計画の下に行うもの _____ にあつては、当該事業の受益地の10分の1(当該受益地の面積が100ヘクタールを超えるときは、10ヘクタール)未満

(特別徴収金の徴収の免除)

第4条 条例第4条第4項に規定する知事が特別徴収金の納付の必要がないものとして承認する場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

- (1) 第2条第1項第1号、第2号、第4号及び第5号に掲げる事業にあつては、土地収用法(昭和26年法律第219号)第26条第1項の規定による告示(他の法律の規定による告示又は公告で同項の規定による告示とみなされるものを含む。)に係る事業の用に供する場合及び当該事業の受益地において農業を営む者(以下「地区内農業者」という。)の農業経営上必要な施設の用に供する場合
- (2) 第2条第1項第2号及び第3号に掲げる事業にあつては、地区内農業者の生活上若しくは農業経営上必要で欠くことのできない業務に従事する者、農業協同組合、農事組合法人、土地改良区、市町、その他の地方公共団体又は国の施設の用に供する場合及び地区内農業者の農業経営上必要な施設の用に供する場合(前号に該当する場合を除く。)
- (3) 省略

事業は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) ほ場整備事業
 - ア 県営ほ場整備事業
 - イ 県営総合開拓パイロット事業(区画整理)
- (2) 開拓パイロット事業
 - ア 県営開拓パイロット事業(農地造成)
 - イ 県営総合かんがい排水事業(農地造成)
 - ウ 県営総合開拓パイロット事業(農地造成)
- (3) 県営内水面ほ場整備事業
- (4) 県営干拓地区内農地整備事業
- (5) かんがい排水事業
 - ア 県営国営附帯かんがい排水事業
 - イ 県営一般かんがい排水事業
 - ウ 県営総合かんがい排水事業(かんがい排水)
 - エ 県営総合開拓パイロット事業(かんがい排水)
- (6) 県営たん水防除事業

(転用に係る土地の指定面積)

第3条 条例第4条第3項に規定する知事の指定する面積は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 前条第1号から第4号 _____ までに掲げる事業で同一事業主体が一連の事業計画のもとに当該事業の受益地につき行なう転用にあつては、10アール未満
- (2) 前条第5号及び第6号 _____ に掲げる事業で同一事業主体が一連の事業計画のもとに当該事業の受益地につき行なう転用にあつては、_____ 受益地の10分の1(_____ 受益地の面積が100ヘクタールをこえるときは、10ヘクタール)未満

(分担金徴収の免除)

第4条 条例第4条第3項に規定する知事が分担金納付の必要ない _____ ものとして承認する場合は、次の各号のいずれかに該当するときとする。

- (1) 第2条第1号から第3号まで、第5号及び第6号の _____ 事業にあつては、土地収用法(昭和26年法律第219号)第26条第1項の規定による告示(他の法律の規定による告示又は公告で同項の規定による告示とみなされるものを含む。)に係る事業の用に供する場合及び当該事業の受益地において農業を営む者(以下「地区内農業者」という。)の農業経営上必要な施設の用に供する場合
- (2) 第2条第2号及び第4号の _____ 事業にあつては、地区内農業者の生活上若しくは農業経営上必要で欠くことのできない業務に従事する者、農業協同組合、農事組合法人、土地改良区、市町、その他の地方公共団体又は国の施設の用に供する場合及び地区内農業者の農業経営上必要な施設の用に供する場合 _____
- (3) 省略

附 則

この規則は、平成30年3月1日から施行する。

○愛媛県規則第41号

愛媛県管理港湾の臨港地区内の分区における構築物の規制に関する条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成29年12月26日

愛媛県知事 中 村 時 広

愛媛県管理港湾の臨港地区内の分区における構築物の規制に関する条例施行規則の一部を改正する規則

愛媛県管理港湾の臨港地区内の分区における構築物の規制に関する条例施行規則（昭和40年愛媛県規則第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

| 改 正 後 | 改 正 前 |
|---|--|
| <p>(事業等の指定)</p> <p>第2条 条例別表の知事が指定する事業、官公署、<u>便益施設並びに</u>団体及び業者は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 別表第1第10号の官公署 地方入国管理局、地方農政局、<u>植物防疫所、動物検疫所、警察署、消防署、郵便局その他これらに類する官公署</u></p> <p>(3)～(13) 省略</p> <p>(14) <u>別表第8第2号の事業</u> <u>港湾運送関連事業、水先案内業、サルベージ業、海事代理士業、通関業その他これらに類する事業</u></p> <p>(15) <u>別表第8第6号の官公署</u> <u>植物防疫所、動物検疫所、郵便局、港湾管理者その他これらに類する官公署</u></p> <p>(16) <u>別表第9第4号の官公署</u> 省略</p> <p>(17) <u>別表第9第5号の便益施設</u> 省略</p> | <p>(事業等の指定)</p> <p>第2条 条例別表の知事が指定する事業、官公署、<u>便益施設並びに</u>団体及び業者は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 別表第1第10号の官公署 地方入国管理局、<u>食糧事務所</u>、植物防疫所、動物検疫所、警察署、消防署、郵便局その他これらに類する官公署</p> <p>(3)～(13) 省略</p> <p>(14) <u>別表第8第4号の官公署</u> 省略</p> <p>(15) <u>別表第8第5号の便益施設</u> 省略</p> |

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

○愛媛県規則第42号

愛媛県不動産特定共同事業者名簿等閲覧規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成29年12月26日

愛媛県知事 中 村 時 広

愛媛県不動産特定共同事業者名簿等閲覧規則の一部を改正する規則

愛媛県不動産特定共同事業者名簿等閲覧規則（平成27年愛媛県規則第23号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

| 改 正 後 | 改 正 前 |
|---|--|
| <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、不動産特定共同事業法（平成6年法律第77号）第13条の不動産特定共同事業者名簿、<u>同法第49条の小規模不動産特定共同事業者登録簿</u>その他書類（以下「名簿等」という。）の閲覧に関し必要な事項を定めるものとする。</p> | <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、不動産特定共同事業法（平成6年法律第77号）第13条の不動産特定共同事業者名簿 _____ _____その他書類（以下「名簿等」という。）の閲覧に関し必要な事項を定めるものとする。</p> |

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

平成29年12月26日

愛媛県知事 中 村 時 広

○愛媛県告示第1334号

不動産特定共同事業法施行規則（平成7年大蔵省・建設省令第2号）第69条第3項に規定する小規模不動産特定共同事業者登録簿等閲覧所を、愛媛県土木部道路都市局建築住宅課内に設けた。

訓 令

○愛媛県訓令第13号

庁 中 一 般

愛媛県庁事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成29年12月26日

愛媛県知事 中 村 時 広

愛媛県庁事務決裁規程の一部を改正する訓令

愛媛県庁事務決裁規程（昭和51年愛媛県訓令第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

| 改 正 後 | | | | | 改 正 前 | | | | | | | | |
|--|---|--|--------|--------|--|--|---|--------|--------|-----|--------|--------|--------|
| 別表第6（第4条関係） 知事の権限に属する経済労働部関係事務に係る特定決裁事項 | | | | | 別表第6（第4条関係） 知事の権限に属する経済労働部関係事務に係る特定決裁事項 | | | | | | | | |
| 組 織 名 | 事 務 の 種 類 | 事 項 | 決裁区分 | | | 組 織 名 | 事 務 の 種 類 | 事 項 | 決裁区分 | | | | |
| | | | 知 事 | 専決者 | | | | | 知 事 | 専決者 | | | |
| | | | | 部 長 | 局 長 | 課 長 | | | | | 部 長 | 局 長 | 課 長 |
| 観 光 物 産 課 | 1～6 省略 | | | | | 観 光 物 産 課 | 1～6 省略 | | | | | | |
| | 7 旅行 業法の 施行に 関する 事務 | 1 旅行者（本邦外の企画旅行（参加する旅行者の募集をすることにより実施するものに限る。）を実施しないものに限る。以下この項において同じ。） <u>、旅行者代理業者及び旅行サービス手配業者</u> （以下この項において「旅行者等」という。）に関すること。 | | | | 7 旅行 業法の 施行に 関する 事務 | 1 旅行者（本邦外の企画旅行（参加する旅行者の募集をすることにより実施するものに限る。）を実施しないものに限る。以下この項において同じ。） <u>及び旅行者代理業者</u> （以下この項において「旅行者等」という。）に関すること。 | | | | | | |
| | | (1) 旅行者等の登録（第3条、第5条第2項、 <u>第6条第2項、第23条、第25条第2項、第26条第2項</u> ） | | | | | (1) 旅行者等の登録（第3条、第5条第2項_____） | | | | | | |
| | | (2) 旅行者の登録の有効期間の更新の登録（第5条第2項、 <u>第6条第2項、第6条の3第1項、第2項</u> ） | | | | | (2) 旅行者の登録の有効期間の更新の登録（_____第6条の3第1項、第2項） | | | | | | |
| | | (3) 旅行者の業務の変更登録（ <u>第5条第2項、第6条第2項、第6条の4第1項、第2項</u> ） | | | | | (3) 旅行者の業務の変更登録（_____第6条の4第1項、第2項） | | | | | | |
| | | (4) <u>旅行者等に対する業務停止命令及び登録の取消し</u> （ <u>第6条第2項、第19条、第26条第2項、第37条</u> ） | | | | | | | | | | | |
| | (5) 旅行者等の登録事項の <u>変更の届出の処理</u> （第6条の4第3項、 <u>第4項、第27条</u> ） | | | | | (4) 旅行者等の登録事項の <u>変更の届出の受理</u> （第6条の4第3項_____） | | | | | | | |

| | | | | |
|---|--|--|---|--|
| (6) 旅行業者の営業保証金に係る届出の受理及び催告 (第7条第2項、第4項、第8条第3項、第9条第2項、第6項、第18条第2項、第18条の2第3項、第54条第4項、第61条第2項_____) | | | | |
| (7) 省略 | | | | |
| (8) 旅行業者及び旅行業者代理業者の取引額の報告の受理(第10条、旅行業法施行規則第10条の4) | | | | |
| (9) 旅行業者等に対する必要な措置の勧告(第11条の2第8項、第28条第7項) | | | — | |
| (10) 旅行業者等に対する勧告に係る措置命令(第11条の2第9項、第28条第8項) | | | — | |
| (11) 省略 | | | | |
| (12) 旅行業者等の事業の廃止等の届出の受理(第15条第1項から第3項まで、第35条) | | | | |
| (13) 旅行業者等に対する業務改善命令(第18条の3第1項、第36条) | | | | |
| | | | | |
| (14) 旅行業者等の登録の抹消(第20条第1項、第2項、第38条) | | | | |
| (15) 登録、有効期間の更新の登録及び変更登録の拒否をしようとする場合の意見の聴取(第64条第1項、第2項) | | | | |
| (16) 報告の徴収及び立入検査(第70条第1項、第3項) | | | | |
| 2 旅行業協会に関すること。 | | | | |
| (1) 旧協会に対する保証社員であつた旅行業者の登録の抹消の通知(第62条第1項_____) | | | | |
| 3 旅行業者等が組織する団体に関すること。 | | | | |
| (1) 設立の届出の受理(第68条) | | | | |

| | | | | |
|--|--|--|---|--|
| (5) 旅行業者の営業保証金に係る届出の受理及び催告 (第7条第2項、第4項、第8条第3項、第9条第2項、第6項、第18条第2項、第18条の2第3項、第22条の15第4項、第22条の22第2項) | | | | |
| (6) 省略 | | | | |
| (7) 旅行業者_____の取引額の報告の受理(第10条_____) | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| (8) 省略 | | | | |
| (9) 旅行業者等の事業の廃止等の届出の受理(第15条第1項から第3項まで_____) | | | | |
| (10) 旅行業者等に対する業務改善命令(第18条の3第1項_____) | | | | |
| (11) 旅行業者等に対する業務停止命令及び登録の取消し(第19条) | | | — | |
| (12) 旅行業者等の登録の抹消(第20条第1項、第2項_____) | | | | |
| (13) 登録、有効期間の更新の登録及び変更登録の拒否をしようとする場合の意見の聴取(第23条_____) | | | | |
| (14) 報告の徴収及び立入検査(第26条第1項、第3項) | | | | |
| 2 旅行業協会に関すること。 | | | | |
| (1) 旧協会に対する保証社員であつた旅行業者の登録の抹消の通知(第22条の23第1項) | | | | |
| 3 旅行業者等が組織する団体に関すること。 | | | | |
| (1) 設立の届出の受理(第25条) | | | | |

| | | | | | |
|------------|--------------------|--|--|--|--|
| | (2) 報告の徴収(第70条第1項) | | | | |
| 8~10 省略 | | | | | |

| | | | | | |
|------------|--------------------|--|--|--|--|
| | (2) 報告の徴収(第26条第1項) | | | | |
| 8~10 省略 | | | | | |

附 則

この訓令は、平成30年1月4日から施行する。

○愛媛県訓令第14号

庁 中 一 般

愛媛県庁事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成29年12月26日

愛媛県知事 中 村 時 広

愛媛県庁事務決裁規程の一部を改正する訓令

愛媛県庁事務決裁規程(昭和51年愛媛県訓令第4号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

| 改 正 後 | | | | | 改 正 前 | | | | | | | |
|--|---|--|--------|--------|--|-----------------------|---|---|--------|--------|--------|--------|
| 別表第8(第4条関係) 知事の権限に属する土木部関係事務に係る特定決裁事項 | | | | | 別表第8(第4条関係) 知事の権限に属する土木部関係事務に係る特定決裁事項 | | | | | | | |
| 組 織 名 | 事 務 の 種 類 | 事 項 | 決裁区分 | | | 組 織 名 | 事 務 の 種 類 | 事 項 | 決裁区分 | | | |
| | | | 知 事 | 部 長 | 局 長 | | | | 課 長 | 知 事 | 部 長 | 局 長 |
| 建 築 住 宅 課 | 1~8 省略 | | | | | 建 築 住 宅 課 | 1~8 省略 | | | | | |
| | 9 不 動 産 特 定 共 同 事 業 法 の 施 行 に 関 す る 事 務 | 1 不 動 産 特 定 共 同 事 業 に 関 す る こ と。 | | | | | 9 不 動 産 特 定 共 同 事 業 法 の 施 行 に 関 す る 事 務 | 1 不 動 産 特 定 共 同 事 業 の 許 可 に 関 す る こ と。 | | | | |
| | | (1)・(2) 省略 | | | | | | (1)・(2) 省略 | | | | |
| | | (3) 省略 | | | | | | (3) 主務大臣への許可申請書の 進達(第5条第1項、第 8条第1項) | — | | | |
| | | (4) 変更の認可(第9条) | | — | | | | (4) 省略 | | | | |
| | | (5) 変更、廃業等の届出の受 理(第10条、第11条第1 項) | | | — | | | | | | | |
| | | (6) 名簿等の閲覧(第13条) | | | — | | | | | | | |
| | | (7) 事業報告書の受理(第33 条) | | | — | | | | | | | |
| | | (8) 指示、業務の停止命令及 び業務管理者の解任命令 (第34条、第35条、第37 条、第38条) | | — | | | | | | | | |
| | | (9) 許可の取消し(第36条、 第38条) | | — | | | | | | | | |
| (10) 業務の指導、助言及び動 告(第39条) | | | | — | | | | | | | | |

| | | | | |
|--|--|---|--|---|
| (1) 報告の徴収及び立入検査 (第40条第1項) | | | | — |
| 2 小規模不動産特定共同事業 に関すること。 | | | | |
| (1) 事業報告書の受理(第33 条、第57条) | | | | — |
| (2) 指示、業務の停止命令及 び業務管理者の解任命令 (第38条、第51条、第52 条、第54条、第57条) | | — | | |
| (3) 登録の取消し(第38条、 第53条、第56条、第57条) | | — | | |
| (4) 業務の指導、助言及び勸 告(第39条、第57条) | | | | — |
| (5) 登録(第41条第1項、第 43条第2項) | | — | | |
| (6) 登録の更新(第41条第3 項) | | — | | |
| (7) 変更の登録(第43条第2 項、第46条) | | | | — |
| (8) 変更、廃業等の届出の処 理(第47条、第48条第1 項、第56条) | | | | — |
| (9) 登録簿等の閲覧(第49 条) | | | | — |
| (10) 登録の抹消(第56条) | | | | — |
| 3 適格特例投資家限定事業者 に対する指示及び業務の停止 命令(第61条第5項から第7 項まで、第10項) | | — | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |

| | | | | |
|--|--|---|---|---|
| | | | | |
| 2 業務の種別及び不動産特定 共同事業契約約款の変更等並 びに事務所の追加設置の認可 (第9条) | | | — | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| 3 許可申請書記載事項の変更 の届出及び廃業等の届出の受 理(第10条、第11条第1項) | | | | — |
| 4 名簿の閲覧(第13条) | | | | — |
| 5 監督に関すること。 | | | | |
| (1) 事業報告書の受理(第33 条) | | | | — |
| (2) 指示、業務の停止命令及 び業務管理者の解任命令 (第34条第1項、第2項、 第35条第1項、第2項、第 37条第1項、第2項、第38 条) | | — | | |
| (3) 主務大臣又は他の都道府 県知事への報告又は通知 (第34条第3項、第35条第 3項、第37条第3項) | | — | | |
| (4) 許可の取消し(第36条、 第38条) | | — | | |

| | | | | | | | | | | | |
|--|-------------|--|--|--|--|--|---------------------------------|--|--|--|---|
| | | | | | | | (5) <u>業務の指導、助言及び勤告（第39条）</u> | | | | — |
| | | | | | | | (6) <u>報告の徴収及び立入検査（第40条第1項）</u> | | | | — |
| | 10～21 省略 | | | | | | | | | | |
| | 10～21 省略 | | | | | | | | | | |

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

人事委員会規則

○愛媛県人事委員会規則 7 - 1193

初任給調整手当の支給等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成29年12月26日

愛媛県人事委員会委員長 宇都宮 嘉 忠

初任給調整手当の支給等に関する規則の一部を改正する規則

初任給調整手当の支給等に関する規則（愛媛県人事委員会規則 7 - 155）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第6条関係）

| 職員の区分 期間の区分 | 職員給与と条例1号職員 | | | | | 職員給与と条例 | 職員給与と条例 |
|-----------------|-------------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
| | 1 種 | 2 種 | 3 種 | 4 種 | 5 種 | 2号職員 | 3号職員 |
| | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 |
| (1) 1年未満 | 414,300 | 368,400 | 308,300 | 250,900 | 184,500 | 50,700 | 30,500 |
| (2) 1年以上2年未満 | 414,300 | 368,400 | 308,300 | 250,900 | 184,500 | 50,700 | 27,500 |
| (3) 2年以上3年未満 | 414,300 | 368,400 | 308,300 | 250,900 | 184,500 | 50,700 | 24,500 |
| (4) 3年以上4年未満 | 414,300 | 368,400 | 308,300 | 250,900 | 184,500 | 50,700 | 21,400 |
| (5) 4年以上5年未満 | 414,300 | 368,400 | 308,300 | 250,900 | 184,500 | 50,700 | 18,400 |
| (6) 5年以上6年未満 | 414,300 | 368,400 | 308,300 | 250,900 | 184,500 | 50,700 | 15,400 |
| (7) 6年以上7年未満 | 414,300 | 368,400 | 308,300 | 250,900 | 184,500 | 48,900 | 12,400 |
| (8) 7年以上8年未満 | 414,300 | 368,400 | 308,300 | 250,900 | 184,500 | 47,100 | 9,400 |
| (9) 8年以上9年未満 | 414,300 | 368,400 | 308,300 | 250,900 | 184,500 | 45,300 | 6,300 |
| (10) 9年以上10年未満 | 414,300 | 368,400 | 308,300 | 250,900 | 184,500 | 43,500 | 3,300 |
| (11) 10年以上11年未満 | 414,300 | 368,400 | 308,300 | 250,900 | 184,500 | 41,700 | |
| (12) 11年以上12年未満 | 414,300 | 368,400 | 308,300 | 250,900 | 184,500 | 39,900 | |
| (13) 12年以上13年未満 | 414,300 | 368,400 | 308,300 | 250,900 | 184,500 | 38,100 | |
| (14) 13年以上14年未満 | 414,300 | 368,400 | 308,300 | 250,900 | 184,500 | 36,300 | |
| (15) 14年以上15年未満 | 414,300 | 368,400 | 308,300 | 250,900 | 184,500 | 34,900 | |
| (16) 15年以上16年未満 | 414,300 | 368,400 | 308,300 | 250,900 | 184,500 | 33,500 | |
| (17) 16年以上17年未満 | 409,900 | 364,400 | 305,000 | 248,300 | 182,900 | 32,100 | |
| (18) 17年以上18年未満 | 405,500 | 360,400 | 301,700 | 245,700 | 181,300 | 30,700 | |
| (19) 18年以上19年未満 | 401,100 | 356,400 | 298,400 | 243,100 | 179,700 | 29,300 | |
| (20) 19年以上20年未満 | 396,700 | 352,400 | 295,100 | 240,500 | 178,100 | 27,900 | |
| (21) 20年以上21年未満 | 392,300 | 348,400 | 291,800 | 237,900 | 176,500 | 26,500 | |
| (22) 21年以上22年未満 | 372,900 | 331,500 | 278,000 | 225,900 | 167,300 | 25,900 | |
| (23) 22年以上23年未満 | 353,100 | 314,300 | 264,000 | 214,000 | 157,500 | 25,300 | |
| (24) 23年以上24年未満 | 333,800 | 297,600 | 250,500 | 202,000 | 148,400 | 24,300 | |
| (25) 24年以上25年未満 | 314,400 | 280,700 | 236,600 | 190,200 | 138,700 | 23,700 | |
| (26) 25年以上26年未満 | 294,900 | 263,800 | 222,900 | 178,400 | 129,500 | 23,100 | |
| (27) 26年以上27年未満 | 272,200 | 243,000 | 205,300 | 164,000 | 118,500 | 22,500 | |
| (28) 27年以上28年未満 | 250,000 | 222,600 | 188,200 | 149,700 | 108,100 | 21,900 | |
| (29) 28年以上29年未満 | 227,600 | 202,200 | 170,900 | 135,400 | 97,800 | 21,100 | |
| (30) 29年以上30年未満 | 204,800 | 181,400 | 153,300 | 121,100 | 86,800 | 20,800 | |
| (31) 30年以上31年未満 | 180,000 | 159,500 | 135,300 | 106,100 | 76,200 | 20,400 | |
| (32) 31年以上32年未満 | 155,100 | 137,600 | 117,000 | 91,300 | 65,100 | 19,800 | |
| (33) 32年以上33年未満 | 130,500 | 115,900 | 99,100 | 76,100 | 54,700 | 18,900 | |
| (34) 33年以上34年未満 | 92,400 | 84,000 | 73,100 | 57,000 | 40,500 | 18,000 | |
| (35) 34年以上35年未満 | 57,100 | 54,200 | 48,800 | 38,600 | 27,300 | 17,300 | |

備考1 この表において、期間の区分欄に掲げる年数は、採用の日又は第4条各号の職員となつた日以後の期間を示す。

2 この表において、「職員給与と条例1号職員」とは職員給与と条例第18条の4第1項第1号の職を占める職員を、「職員給与と条例2号職員」とは同項第2号の職を占める職員を、「職員給与と条例3号職員」とは同項第3号の職を占める職員をいう。

3 この表において、「1種」とは第2条第1項第1号の職を占める職員を、「2種」とは同項第2号の職を占める職員を、「3種」とは同項第3号の職を占める職員を、「4種」とは同項第4号の職を占める職員を、「5種」とは同項第5号の職を占める職員をいう。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の初任給調整手当の支給等に関する規則別表の規定は、平成29年4月1日から適用する。

○愛媛県人事委員会規則 7 - 1194

期末手当及び勤勉手当の支給等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。
平成29年12月26日

愛媛県人事委員会委員長 宇都宮 嘉 忠

期末手当及び勤勉手当の支給等に関する規則の一部を改正する規則

期末手当及び勤勉手当の支給等に関する規則（愛媛県人事委員会規則 7 - 204）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

| 改 正 後 | 改 正 前 |
|---|--|
| <p>（勤勉手当の成績率）</p> <p>第14条 法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員（次条において「再任用職員」という。）以外の職員の成績率は、当該職員の職務について監督する地位にある者による勤務成績の証明に基づき、当該職員が次の各号のいずれに該当するかに応じ、当該各号に定める割合の範囲内を基本として、任命権者が定めるものとする。ただし、任命権者は、その所属の職員給与条例第19条の4第1項又は教育職員給与条例第19条の4第1項の職員が著しく少数であること等の事情により、第1号及び第2号に定める成績率によることが著しく困難であると認める場合には、別段の取扱いをすることができる。</p> <p>(1) 勤務成績が特に優秀な職員 <u>100分の115以上100分の190以下</u>（職員給与条例第19条第2項に規定する特定幹部職員（以下この条及び次条において「特定幹部職員」という。）にあつては、<u>100分の139以上100分の230以下</u>）</p> <p>(2) 勤務成績が優秀な職員 <u>100分の103.5以上100分の115未満</u>（特定幹部職員にあつては、<u>100分の124.5以上100分の139未満</u>）</p> <p>(3) 勤務成績が良好な職員 <u>100分の92</u>（特定幹部職員にあつては、<u>100分の112</u>）</p> <p>(4) 勤務成績が良好でない職員 <u>100分の92未満</u>（特定幹部職員にあつては、<u>100分の112未満</u>）</p> <p>2 前項第1号の場合において、当該職員（特定幹部職員を除く。）が業務成績の向上、能率の増進、発明考案等により、職務上特に功績があり、表彰を受けた場合又はこれに準ずる場合の成績率は、<u>100分の190</u>とする。</p> <p>3 省略</p> <p>第14条の2 再任用職員の成績率は、当該職員の職務について監督する地位にある者による勤務成績の証明に基づき、当該職員が次の各号のいずれに該当するかに応じ、当該各号に定める割合の範囲内を基本として、任命権者が定めるものとする。</p> <p>(1) 勤務成績が優秀な職員 <u>100分の47以上</u>（特定幹部職員にあつては、<u>100分の57以上</u>）</p> <p>(2) 勤務成績が良好な職員 <u>100分の43.5</u>（特定幹部職員にあつては、<u>100分の53.5</u>）</p> <p>(3) 勤務成績が良好でない職員 <u>100分の43.5未満</u>（特定幹部職員にあつては、<u>100分の53.5未満</u>）</p> <p>2 省略</p> | <p>（勤勉手当の成績率）</p> <p>第14条 法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員（次条において「再任用職員」という。）以外の職員の成績率は、当該職員の職務について監督する地位にある者による勤務成績の証明に基づき、当該職員が次の各号のいずれに該当するかに応じ、当該各号に定める割合の範囲内を基本として、任命権者が定めるものとする。ただし、任命権者は、その所属の職員給与条例第19条の4第1項又は教育職員給与条例第19条の4第1項の職員が著しく少数であること等の事情により、第1号及び第2号に定める成績率によることが著しく困難であると認める場合には、別段の取扱いをすることができる。</p> <p>(1) 勤務成績が特に優秀な職員 <u>100分の105以上100分の170以下</u>（職員給与条例第19条第2項に規定する特定幹部職員（以下この条及び次条において「特定幹部職員」という。）にあつては、<u>100分の131以上100分の210以下</u>）</p> <p>(2) 勤務成績が優秀な職員 <u>100分の93.5以上100分の105未満</u>（特定幹部職員にあつては、<u>100分の116.5以上100分の131未満</u>）</p> <p>(3) 勤務成績が良好な職員 <u>100分の82</u>（特定幹部職員にあつては、<u>100分の102</u>）</p> <p>(4) 勤務成績が良好でない職員 <u>100分の82未満</u>（特定幹部職員にあつては、<u>100分の102未満</u>）</p> <p>2 前項第1号の場合において、当該職員（特定幹部職員を除く。）が業務成績の向上、能率の増進、発明考案等により、職務上特に功績があり、表彰を受けた場合又はこれに準ずる場合の成績率は、<u>100分の170</u>とする。</p> <p>3 省略</p> <p>第14条の2 再任用職員の成績率は、当該職員の職務について監督する地位にある者による勤務成績の証明に基づき、当該職員が次の各号のいずれに該当するかに応じ、当該各号に定める割合の範囲内を基本として、任命権者が定めるものとする。</p> <p>(1) 勤務成績が優秀な職員 <u>100分の42以上</u>（特定幹部職員にあつては、<u>100分の52以上</u>）</p> <p>(2) 勤務成績が良好な職員 <u>100分の38.5</u>（特定幹部職員にあつては、<u>100分の48.5</u>）</p> <p>(3) 勤務成績が良好でない職員 <u>100分の38.5未満</u>（特定幹部職員にあつては、<u>100分の48.5未満</u>）</p> <p>2 省略</p> |

附 則

- この規則は、公布の日から施行する。
- 改正後の期末手当及び勤勉手当の支給等に関する規則第14条第1項及び第2項並びに第14条の2第1項の規定は、平成29年12月1日から適用する。

○愛媛県人事委員会規則7 - 1195

教育職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成29年12月26日

愛媛県人事委員会委員長 宇都宮 嘉 忠

教育職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則

教育職員の管理職手当に関する規則（愛媛県人事委員会規則7 - 390）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

| 改 正 後 | | | 改 正 前 | | |
|------------------|-----|---------|------------------|-----|---------|
| 別表第2（第3条関係） | | | 別表第2（第3条関係） | | |
| 1 中学校・小学校教育職員給料表 | | | 1 中学校・小学校教育職員給料表 | | |
| 職務の級 | 区 分 | 管理職手当 | 職務の級 | 区 分 | 管理職手当 |
| 4 級 | 1 種 | 78,800円 | 4 級 | 1 種 | 78,700円 |
| | 省略 | | | 省略 | |
| 省略 | | | 省略 | | |
| 2 省略 | | | 2 省略 | | |

附 則

- この規則は、公布の日から施行する。
- 改正後の教育職員の管理職手当に関する規則別表第2の規定は、平成29年4月1日から適用する。

○愛媛県人事委員会規則7 - 1196

平成29年改正条例の施行に伴う給与の支給等の特例に関する規則を次のように定める。

平成29年12月26日

愛媛県人事委員会委員長 宇都宮 嘉 忠

平成29年改正条例の施行に伴う給与の支給等の特例に関する規則

（定義）

第1条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 経過措置額支給特定職員 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成26年愛媛県条例第48号。以下「平成26年改正条例」という。）附則第7項に規定する特定職員であり、かつ、平成29年4月1日前に55歳に達した者であって、同項から平成26年改正条例附則第9項までの規定による給料を支給されるものをいう。
- 施行日 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成29年愛媛県条例第38号。以下「平成29年改正条例」という。）の施行の日をいう。
- 職員給与条例 職員の給与に関する条例（昭和26年愛媛県条例第57号）をいう。
- 教育職員給与条例 教育職員の給与に関する条例（昭和27年愛媛県条例第30号）をいう。
- 改正後の職員給与条例等 平成29年改正条例第1条の規定による改正後の職員給与条例及び平成29年改正条例第3条の規定による改正後の教育職員給与条例をいう。
- 改正前の職員給与条例等 平成29年改正条例第1条の規定による改正前の職員給与条例及び平成29年改正条例第3条の規定による改正前の教育職員給与条例をいう。

（経過措置額支給特定職員に対する給与の支給の特例）

第2条 経過措置額支給特定職員に対する平成29年4月1日から施行日の前日の属する月の末日までの間に係る次に掲げる給与の支給に当たっては、この規則の規定（第4条の規定を除く。）の適用がないものとした場合に改正後の職員給与条例等の規定（平成26年改正条例附則第7項から第9項までの規定を含む。次条において同じ。）により支給されるべき額が、改正前の職員給与条例等の規定（平成26年改正条例附則第7項から第9項までの規定を含む。以下この条及び次条において同じ。）により支給されるべき額に達しない場合は、改正前の職員給与条例等の規定により支給されるべき額に相当する額をもってそれぞれ次に掲げる給与の額とする。

- 給料（人事委員会の定める場合におけるものに限る。）

- (2) 教職調整額
- (3) 地域手当
- (4) 特地勤務手当
- (5) 特地勤務手当に準ずる手当
- (6) へき地手当
- (7) へき地手当に準ずる手当
- (8) 超過勤務手当
- (9) 休日給
- (10) 夜勤手当
- (11) 定時制通信教育手当
- (12) 農林漁業普及指導手当
- (13) 期末手当
- (14) 勤勉手当

第3条 経過措置額支給特定職員に対する平成29年4月1日から施行日の前日の属する月の末日までの間に係る職員給与条例第12条、教育職員給与条例第13条その他の条例の規定による給与の減額（人事委員会の定めるものに限る。以下「職員給与条例第12条等減額」という。）に当たっては、この規則の規定（次条の規定を除く。）の適用がないものとした場合に改正後の職員給与条例等の規定による給与に係る減額されるべき額が、改正前の職員給与条例等の規定による給与に係る減額されるべき額を超える場合は、改正前の職員給与条例等の規定による給与に係る減額されるべき額に相当する額をもって減額する額とする。

（平成26年改正条例附則第7項から第9項までの規定による給料の特例）

第4条 平成29年4月1日から施行日の前日までの間において職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例附則第7項から第9項までの規定による給料に関する規則（愛媛県人事委員会規則7-1158）第3条第1項第2号に掲げる場合に該当した職員に対する平成26年改正条例附則第8項又は第9項の規定による給料については、同条又は同規則第4条の規定にかかわらず、人事委員会の定めるところによる。

第5条 平成29年4月1日から施行日の前日までの間において、経過措置額支給特定職員について、改正後の職員給与条例等の規定による給料月額から職員給与条例附則第15項第1号又は教育職員給与条例附則第13項第1号に定める額に相当する額を減じた額と平成26年改正条例附則第7項から第9項までの規定による給料の額との合計額（職員給与条例第13条本文又は教育職員給与条例第14条本文の規定の適用を受ける職員にあってはこれらの規定の適用がないものとした場合の合計額とし、それらの合計額に1円未満の端数があるときはその端数を切り捨てた額とする。）が、改正前の職員給与条例等の規定による給料月額から職員給与条例附則第15項第1号又は教育職員給与条例附則第13項第1号に定める額に相当する額を減じた額と平成26年改正条例附則第7項から第9項までの規定による給料の額との合計額（職員給与条例第13条本文又は教育職員給与条例第14条本文の規定の適用を受ける職員にあってはこれらの規定の適用がないものとした場合の合計額とし、それらの合計額に1円未満の端数があるときはその端数を切り捨てた額とする。）に達しないときにおける職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例附則第7項から第9項までの規定による給料に関する規則第5条の規定の適用については、同条中「切り捨てた」とあるのは、「切り上げた」とする。

2 前項の規定は、経過措置額支給特定職員に対して支給される第2条に掲げる給与の額及び経過措置額支給特定職員に対する職員給与条例第12条等減額の額の算定の基礎となる場合における平成26年改正条例附則第7項から第9項までの規定による給料については、適用しない。

（雑則）

第6条 この規則に定めるもののほか、平成29年改正条例の施行に伴う給与の支給等の特例に関し必要な事項は、人事委員会が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

○愛媛県人事委員会規則12-69

職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成29年12月26日

愛媛県人事委員会委員長 宇都宮 嘉 忠

職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則

職員の育児休業等に関する規則（愛媛県人事委員会規則12-33）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

| 改 正 後 | 改 正 前 |
|--|--|
| <p>（趣旨）</p> <p>第1条 この規則は、職員の育児休業等に関する条例（平成4年愛媛県条例第2号。以下「条例」という。）第2条第5号ア^(ウ)、第</p> | <p>（趣旨）</p> <p>第1条 この規則は、職員の育児休業等に関する条例（平成4年愛媛県条例第2号。以下「条例」という。）第2条第4号ア^(ウ)、第</p> |

3条第3号イ、第3条の2第2号、第9条第1項、第14条、第15条、第22条第2号イ及び第26条の規定に基づき、職員の育児休業等に関し必要な事項を定めるものとする。

第3条 省略

(条例第3条の2第2号の人事委員会規則で定める場合)

第4条 前条の規定は、条例第3条の2第2号の人事委員会規則で定める場合について準用する。この場合において、前条中「当該子の1歳到達日」とあるのは、「当該子が1歳6箇月に達する日」と読み替えるものとする。

第5条 省略

(育児休業の承認の請求手続等)

第6条 育児休業の承認の請求は、育児休業承認請求書(様式第2号)により行い、条例第5条第7号に掲げる事情に該当して育児休業の承認を請求する場合を除き、育児休業を始めようとする日の1月(条例第3条第3号に掲げる場合又は条例第3条の2の規定に該当する場合)にあつては、2週間)前までに行うものとする。

2 省略**第7条 省略**

(育児休業に係る子が死亡した場合等の届出)

第8条 省略**2 省略**

3 第6条第2項本文の規定は、第1項の届出があつた場合について準用する。

第9条 省略**第10条 省略****第11条 省略**

(育児短時間勤務の承認又は期間の延長の請求手続)

第12条 省略

2 第6条第2項本文の規定は、育児短時間勤務の承認又は期間の延長の請求があつた場合について準用する。

(育児短時間勤務に係る子が死亡した場合等の届出)

第13条 第8条の規定は、育児短時間勤務に係る子が死亡した場合等の届出について準用する。

(育児短時間勤務に伴う任期付短時間勤務職員の採用及び任期の更新)

第14条 第9条の規定は、育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員の採用及び任期の更新について準用する。この場合において、同条第1項中「地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。)第6条第1項」とあるのは「地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。)第18条第1項」と、同条第2項中「条例第8条」とあるのは「条例第20条において準用する条例第8条」と読み替えるものとする。

第15条 省略

(部分休業の承認の請求手続等)

第16条 省略

2 第6条第2項本文の規定は、部分休業の承認の請求があつた場合について準用する。

(部分休業に係る子が死亡した場合等の届出)

第17条 第8条の規定は、部分休業に係る子が死亡した場合等の届出について準用する。

様式第1号(第5条関係) 省略

3条第3号イ_____、第9条第1項、第14条、第15条、第22条第2号イ及び第26条の規定に基づき、職員の育児休業等に関し必要な事項を定めるものとする。

第3条 省略

(育児休業の承認の請求手続等)

第4条 前条の規定は、条例第3条の2第2号の人事委員会規則で定める場合について準用する。この場合において、前条中「当該子の1歳到達日」とあるのは、「当該子が1歳6箇月に達する日」と読み替えるものとする。

第5条 省略

(育児休業の承認の請求手続等)

第6条 育児休業の承認の請求は、育児休業承認請求書(様式第2号)により行い、条例第5条第7号に掲げる事情に該当して育児休業の承認を請求する場合を除き、育児休業を始めようとする日の1月(条例第3条第3号に掲げる場合_____にあっては、2週間)前までに行うものとする。

2 省略**第7条 省略**

(育児休業に係る子が死亡した場合等の届出)

第8条 省略**2 省略**

3 第5条第2項本文の規定は、第1項の届出があつた場合について準用する。

第9条 省略**第10条 省略****第11条 省略**

(育児短時間勤務の承認又は期間の延長の請求手続)

第12条 省略

2 第5条第2項本文の規定は、育児短時間勤務の承認又は期間の延長の請求があつた場合について準用する。

(育児短時間勤務に係る子が死亡した場合等の届出)

第13条 第7条の規定は、育児短時間勤務に係る子が死亡した場合等の届出について準用する。

(育児短時間勤務に伴う任期付短時間勤務職員の採用及び任期の更新)

第14条 第8条の規定は、育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員の採用及び任期の更新について準用する。この場合において、同条第1項中「地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。)第6条第1項」とあるのは「地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。)第18条第1項」と、同条第2項中「条例第8条」とあるのは「条例第20条において準用する条例第8条」と読み替えるものとする。

第15条 省略

(部分休業の承認の請求手続等)

第16条 省略

2 第5条第2項本文の規定は、部分休業の承認の請求があつた場合について準用する。

(部分休業に係る子が死亡した場合等の届出)

第17条 第7条の規定は、部分休業に係る子が死亡した場合等の届出について準用する。

様式第1号(第4条関係) 省略

様式第2号(第6条、様式第1号関係) 育児休業承認請求書

省略

注1・2 省略

3 特別の事情の欄は、再度の育児休業、再度の育児休業期間の延長又は非常勤職員の1歳6箇月までの子の育児休業(職員の育児休業等に関する条例(平成4年愛媛県条例第2号。以下「条例」という。)第3条第3号に掲げる場合に該当してする育児休業をいう。以下同じ。)若しくは2歳までの子の育児休業(条例第3条の2の規定に該当してする育児休業をいう。以下同じ。)が必要な特別の事情を記入すること。

4 省略

5 配偶者の欄は、非常勤職員が1歳2箇月までの子の育児休業(条例第3条第2号に掲げる場合に該当してする育児休業をいう。)、1歳6箇月までの子の育児休業又は2歳までの子の育児休業をしようとする場合に記入すること。

6 備考の欄は、請求に係る子以外に3歳(非常勤職員にあっては、1歳、1歳2箇月、1歳6箇月又は2歳)に満たない子を養育する場合(条例第4条の規定による期間内に、職員(当該期間内に職員の休日、休暇並びに勤務時間等に関する条例(昭和26年愛媛県条例第56号)第8条及び教育職員の休日、休暇並びに勤務時間等に関する条例(昭和27年愛媛県条例第31号)第9条に規定する休暇を出産日の翌日から同日を起算日とする8週間後の日までの間において取得した職員を除く。)が当該請求に係る子について最初の育児休業をする場合を除く。)にあってはその氏名、請求者との続柄及び生年月日を、請求に係る子が養子の場合にあっては養子縁組の効力が生じた日を、請求に係る子以外の子について現に育児休業の承認を受けている場合にあってはその旨並びに当該承認に係る子の氏名及び期間等を記入すること。

様式第3号(第8条関係) 省略

様式第4号(第12条、様式第1号関係) 省略

様式第5号(第16条関係) 省略

様式第2号(第5条、様式第1号関係) 育児休業承認請求書

省略

注1・2 省略

3 特別の事情の欄は、再度の育児休業、再度の育児休業期間の延長又は非常勤職員の1歳6箇月までの子の育児休業(職員の育児休業等に関する条例(平成4年愛媛県条例第2号。以下「条例」という。)第3条第3号に掲げる場合に該当してする育児休業をいう。以下同じ。) _____

_____が必要な特別の事情を記入すること。

4 省略

5 配偶者の欄は、非常勤職員が1歳2箇月までの子の育児休業(条例第3条第2号に掲げる場合に該当してする育児休業をいう。)又は1歳6箇月までの子の育児休業 _____ をしようとする場合に記入すること。

6 備考の欄は、請求に係る子以外に3歳(非常勤職員にあっては、1歳、1歳2箇月又は1歳6箇月)に満たない子を養育する場合(条例第4条の規定による期間内に、職員(当該期間内に職員の休日、休暇並びに勤務時間等に関する条例(昭和26年愛媛県条例第56号)第8条及び教育職員の休日、休暇並びに勤務時間等に関する条例(昭和27年愛媛県条例第31号)第9条に規定する休暇を出産日の翌日から同日を起算日とする8週間後の日までの間において取得した職員を除く。)が当該請求に係る子について最初の育児休業をする場合を除く。)にあってはその氏名、請求者との続柄及び生年月日を、請求に係る子が養子の場合にあっては養子縁組の効力が生じた日を、請求に係る子以外の子について現に育児休業の承認を受けている場合にあってはその旨並びに当該承認に係る子の氏名及び期間等を記入すること。

様式第3号(第7条関係) 省略

様式第4号(第11条、様式第1号関係) 省略

様式第5号(第15条関係) 省略

附 則

この規則は、公布の日から施行する。